議第13号議案

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

提出者

東大和市議会議員早川美穂"尾崎利一"上林真佐恵

我が国の難聴率は欧米諸国と同様、高齢者の2人に1人が難聴であると推計されている。難聴がきっかけで会話を楽しむことができず、人とのつながりから遠ざかってしまう方も多く、コミュニケーションが減ることが認知症のリスクを高めることも明らかになっている。さらに背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、交通事故に遭いやすくなることなども懸念されている。

WHOは、中等程度の難聴、41デシベル以上から補聴器をつけることを推奨している。しかし欧米諸国と比べ、我が国の補聴器使用率は低く、補聴器が高額であることが大きなハードルとなっている。補聴器の価格は、1台(片耳)当たりおおむね3万円~50万円であり、平均価格は1台15万円程度と言われているものの、保険適用ではないため、全額自己負担となる。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により原則1割負担で取得できるが、その対象者は僅かであり、補聴器購入者の約9割は自費で購入している実態がある。高齢者からは「高額のために買うのを諦めた」等の声が多く聞かれている。

欧米諸国では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、我が国においても、高齢者の補聴器購入に対し補助を行う自治体が増えている。補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えることから、東大和市議会は国と東京都に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。